

飼養衛生管理基準を再度確認し、 遵守・徹底願います！！

岐阜県の豚コレラ2例目における疫学調査の結果、以下のような飼養衛生管理基準が遵守されていないと考えられる事実が確認されました。

- ① 豚舎周辺だけが飼養衛生管理区域に設定されていた
- ② 使用する重機が衛生管理区域とそれ以外の区域で共通しており、洗浄・消毒が行われていなかった
- ③ 豚舎に入る際に衣服の交換が行われておらず、また、豚舎毎に長靴を交換せず消毒のみで豚舎に入っていた

以下の項目の実施・徹底をお願いします！

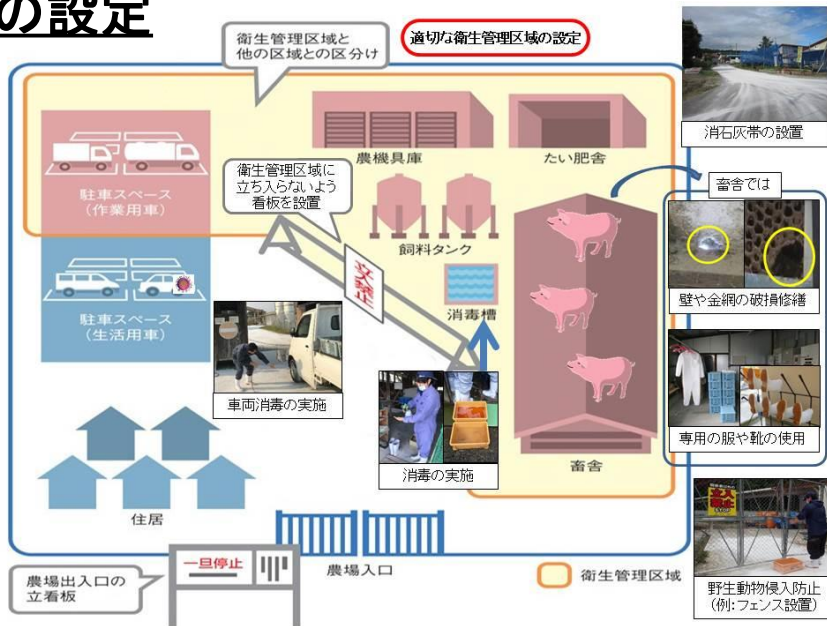
☆ 適切な衛生管理区域の設定

☆ 衛生管理区域に立ち入る車両等の消毒

☆ 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用

☆ 野生動物の侵入防止

☆ 従業員等への消毒や作業手順の教育・訓練



飼養豚は毎日観察するとともに、

複数の豚に異常が確認された場合は

直ちに家畜保健衛生所へ通報願います。

姫路家畜保健衛生所 TEL:079-240-7085 緊急時:090-5967-0034・0035

朝来家畜保健衛生所 TEL:079-673-2331 緊急時:090-5967-0038・0039

淡路家畜保健衛生所 TEL:0799-45-2411 緊急時:090-5967-0040・0041